

新港西地区（第2突堤）再開発事業
覚書（案）

神戸市（以下「甲」という。）、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新港西地区再開発事業（以下「本事業」という。）の着手にあたり、次のとおり覚書を締結する。

なお、本事業の実施に向け、甲が行った公募（以下、「事業者公募」という。）の際の「新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業開発事業者募集要項」（令和2年●月●日。以下、「募集要項」という。）において定義された用語は、本覚書においても同様の意義を有する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、甲及び事業者公募において優先交渉権者に決定された乙が、本事業の実施に向けて必要となる事項を定めるものである。

（事業者公募による規定の遵守）

第2条 乙は、募集要項に定められた規定を遵守すること。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、本覚書上の地位又は本覚書により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本事業又は本覚書に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないことを、この覚書により相互に確認する。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（1）本事業に関連する業務の委託先等に守秘義務を課して開示するもの。

（2）甲が神戸市情報公開条例（平成13年7月16日条例第29号）等関連する法令等

に基づき開示するもの。

（3）その他、法令等により開示が必要とされるもの。

2 前項ただし書の規定により情報を開示する場合は可能な範囲内で相手方にその旨を事前に連絡するよう努めるものとし、かつ、情報を開示した後においては速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。

（本覚書の変更）

第5条 本覚書の規定は、甲及び乙間の書面による合意がなければ変更できない。

(本覚書の有効期間)

第 6 条 本覚書の有効期間は、別途定める場合を除き、本覚書締結の日から土地譲渡契約締結または定期借地権設定契約の日までとする。なお、本覚書の失効後も、第 4 条の規定の効力は存続する。

(構成員企業に対する代表企業の義務)

第 7 条 乙が企業連合体の場合は、その構成員企業が本覚書に関して行うすべてのことについて、企業連合体の代表企業が責任を負うこととする。

(定めのない事項等)

第 8 条 本覚書に定めのない事項やその他必要な事項については、甲の指示に従うこと。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇